

七 ロイ 払	六 イ 発	
争非者特国入価込行争非者特国	入価行争非者特国	入
入価・別債札格入価・別債	札格行入価・別債	札
札格第参市発競金札格第参市	発競札格第参市	発
発競I加場行争額発競I加場	行争額発競I加場	行
円四万五百円千	でた条特五額た条特七つ定う額	込募各当も
八百八十八億十	四利第別万で利第別十いにち面	み限国ての
一千九百四十九	百付一會円二付一會九て基、金	の度債るか
六千九百三十九	六国項計千国項計億はづ財額	応額市。ら
万十	十債のに八債のに六、き政で	募の場そ
九百四十四	一に規関百に規関千額發法五	額範特の
九百三十九	億つ定す五つ定す九面行第千	を囲別応
万十	円いにる十いにる百金し四五	割内參募
九百四十四	て基法四て基法六額た条百	りに加額
九百三十九	、づ律億はづ律十で利第三	当お者を
万十	額き第三、き第五二付一十	ていご順
九百三十九	面發四千額發四万千国項四	るてと次
万十	金行十三面行十円六債の億	。各の割
九百三十九	額し七、百に規円十金し七、百に規円	申応り

十 十 三 二	十 十 口 イ 一	九 八 發	振 額 最 低 行 替 額 面 金 位
の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 價 発			
払 過 入 價 ・ 別 債 札 格 行 行			
込 利 札 格 第 参 市 発 競 價			
み 子 率 發 競 I 加 場 行 争 格 日			

(二) じ額よに座も係
たにりつにのる
金百算い記と所
額分出て載し得
へのは又て税
た二た、は振が
だ十金前記替源
し・額記録口泉、
、三か(一)さ座徵そ
当一らのれ簿収の
該五當算る中さ利
国を該式ものれ子
債乗金にのるに

も号には
のによ
とす
る。
額面金額の総額×1.7
100×54
365

(一) 年
一・
七
パ
ー
セ
ン
ト
加
通
知
ト
日
金
え
を
払
を
次
受
い
第
の
け
込
二
算
た
む
十
式
者

九額五額
錢面錢面
金以金
額上額
百の百
円そ円
にれに
つぞつ
きれき
百の百
四応四
円募円
四価三
十格十
平す額の振
成るの記替
二十。整載法
數又の
倍は規
の記定
金録に
額はよ
に、る
よ最振
る低替
も額口
の面座
と金簿

二 十 十 十
十 九 八 七 六

四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成五十六年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年十一月十三日

額面金額× $\frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$ を発行時に取得する者が非居住者、又は外国法人であります。場合に算出された金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

規定する期成二十七年三月二十日を支払う。式により算出しつつ、その銀行休業日に當たるとき、金額を支払う。ただし、支払う。式により算出しつつ、翌営業日に當たるとき、金額を支払う。規定する期下は期平規定期定する期日について同じ。て以